

令和5年度 第4回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和6年3月21日（木曜）午後1時30分から午後3時30分

【場 所】

白山会館1階 芙蓉の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

<委 員>

栗川委員、中村委員、佐藤委員、田部委員、中島委員、高橋委員、石井委員、治委員、
菊地委員、有川委員、柴田委員、渡邊委員

計12名

（欠席委員：丸山委員、熊谷委員、松井委員）

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員
（関係課）

こども政策課、こども家庭科課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
保健所保健管理課、各区健康福祉課、特別支援教育課

【傍聴者】

2名

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 報告・・・・・・・・・・ p 4
4. その他・・・・・・・・・・ p 16
5. 閉会・・・・・・・・・・ p 29

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第4回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中審議会にご出席いただきありがとうございます。

本日の会議につきましても、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。

事前にお送りしたのものとして、本日の次第、出席者名簿、座席表、【資料1】令和6年度障がい福祉関連予算、【資料2】第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画、【参考資料1】令和6年度当初予算説明資料、【参考資料2】パブリックコメント後の意見、以上7点となります。

また、本日机上配布したものとして、新潟市の防災に関する取り組みについて、アンケート調査報告「避難行動要支援者支援制度」、差し替え資料として、次第、以上となりますが、お手元にございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、丸山委員、熊谷委員、松井委員から欠席のご連絡をいただいております。15名の委員のうち、12名の委員の方が出席されており、過半数を超えていますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、福祉部長の今井よりごあいさつ申し上げます。

(今井福祉部長)

皆さん、こんにちは。本日はご多忙の中、障がい者施策審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては、日ごろより本市の障がい者施策にご支援、ご協力を頂きまして、重ねてお礼申し上げます。

本日の会議は、今年度最後の開催となります。今年度は、9月の第1回の会議から第4回審議会まで、計4回の審議会を開催させていただき、計画の策定に関する検討を中心に、多くの貴重なご意見を頂きました。

本日は初めに、来年度の主な障がい福祉関連予算についてご報告させていただき、その後、完成した次期計画についてご説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、今年度多くの審議会にご出席いただきまして、あらためてお礼を申し上げます。

本日も皆様から忌憚のないご意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3. 報告

(1) 令和6年度障がい福祉関連予算について

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

続きまして、これより報告に移らせていただきます。報告の進行については、有川会長、お願いいたします。

(有川会長)

はい。皆さん、こんにちは。本年度最後の審議会になります。どうぞよろしくお願いたします。

早速ですが、次第に従いまして、報告を進めさせていただきたいと思っております。本日の報告は「令和6年度障がい福祉関連予算について」、「第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画について」となっております。会場の使用時間もふまえて、午後3時30分までには会議を終えたいと考えておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは初めに報告の(1) 令和6年度障がい福祉関連予算について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

新潟市障がい福祉課長の小林です。それでは、資料1をご覧ください。報告事項(1)「令和6年度障がい福祉関連予算について」でございます。資料では、障がい福祉課をはじめ、庁内各所属で取り組む障がい福祉に関連する事業のうち、主な事業を記載しておりますが、時間の都合もあることから、説明につきましては、障がい福祉課所管の事業のほか、本日会議に出席しているところの健康センター、特別支援教育課より、それぞれ所管する事業について、ご説明させていただきます。

それでは、1ページ、点字資料も1ページをご覧ください。まず、令和6年度当初予算の総括になりますが、障がい福祉課所管の歳入予算総額は171億6,182万1,000円で、対前年度比でおよそ8億2,000万円、率にして5.0%の増となっております。これは、主に介護給付費などの増加に伴う、国・県の負担金が増加していることによるものです。

一方、歳出予算総額ですが、263億3,887万1,000円で、対前年度比で約11億5,000万円、率にして4.6%増となっております。これは、今ほど歳入で説明したとおり、主に介護給付等事業の増加によるものです。

なお、障がい福祉課の歳出予算総額の内訳につきましては、お配りしております、参考資料1「令和6年度当初予算説明資料」を、お時間のある時ときにご覧いただきたいと思います。本日は、新年度事業のうち、主な事業についてご説明いたします。

続きまして、6ページ、点字資料は12ページ上段をご覧ください。はじめに、(1) 共生のまちづくり条例関連事業でございます。この事業は、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及啓発を図るための事業でございます。

令和5年度同様、条例周知に係る研修会・講習会などを継続的に開催するとともに、障がいのある人とない人が触れ合う機会の拡大・創出や、障がい者アートなどを活用した効果的な周知啓発など、共生社会の実現に向けた「ともにプロジェクト」をさらに推進してい

きます。

障がいのある人とない人の交流の機会の創出として、小中学校において障がいのある方を招いて福祉教育を行う場合の謝礼補助の予算枠を令和5年度より拡充し、共生社会について学ぶ機会の拡充を図ります。また、課題となっている、若年層の条例認知度向上を図るため、障がい者アートを活用した周知啓発イベントの実施や、学生を対象としたワークショップを開催するなど、若い世代に共生について考えてもらう機会を提供することで、若年層の条例認知度向上につなげるとともに、若年層から、広く市民に共生についての認識を深めてもらうためのアイデアを募り、今後の施策に活かしてまいりたいと思います。

続いて、7ページ、点字資料は15ページ上段をご覧ください。(2) 介護給付等関連事業でございます。各種障がい福祉サービスの提供を通じ、地域での自立した生活の推進を図ってまいります。提供する主なサービスにつきましては、記載のとおりとなっております。冒頭でもお伝えしましたとおり、介護給付費等については、市内の事業所数や利用者数が増加傾向にあり、特にグループホームや就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスなどは、サービス利用のさらなる増加が見込まれております。今後も引き続き、必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保してまいります。

続きまして9ページ、点字資料は26ページをご覧ください。(4) 日常生活用具給付費でございます。この事業は、在宅の障がい者・児が日常生活を便利に、また容易に過ごすために必要な日常生活用具を給付するもので、令和6年度からは、人工呼吸器を装着している方を対象として、対象品目に非常用電源を追加することとしております。

続いて10ページ、点字資料は28ページをご覧ください。(5) グループホーム運営費補助金でございます。この事業は、共同生活の場として運営されるグループホームについて、国のサービス報酬が事業運営の実情に見合っておらず、運営にかかる経費が不足する状況にあることから、市独自にグループホームの運営費に対する補助を行っているものです。現状では、計画値を上回ってグループホームの整備が進んでおり、人材確保支援という補助目的を達成したことから、世話人処遇改善に関する補助は、3年間の経過措置を設け、令和6年度に廃止することとしております。また、重度者支援補助として、障がい支援区分4以上の重度者を受け入れた場合の補助を手厚くしておりますが、行動障がいや医療的ケアなど、特別な支援を必要とする方の受け入れはなかなか進んでおりません。強度行動障がい者を支援するための体制整備を評価する、国の「重度者支援加算Ⅱ」を取得する事業所に対しては、実質的に助成額が大きくなるよう単価設定し、加算の取得を促すことで、引き続き行動障がい者の受入体制整備を促進してまいります。

続いて11ページ、点字資料は、31ページ中ほどをご覧ください。(6) 障がい者基幹相談支援センター事業でございます。障がいのある方からの相談や情報提供などの支援を行うほか、「共生のまちづくり条例」に係る障がいなどを理由とする差別相談として、障がい者（児）が安心して地域で暮らせるよう、相談支援体制の強化を図っております。事業内容は、6つの柱からなっており、①総合的・専門的な相談支援を行う「一般相談」、②相談支援事業者への指導・助言や人材育成など、「地域の相談支援体制の強化に関する取り組み」、③地域移行・地域定着の促進への取り組み及び支援、④権利擁護・虐待防止、⑤医療的ケア児等コーディネーター等による専門的な「障がい児等療育支援」、最後⑥として、共

に生きるまちづくり条例にかかる相談機関、以上の役割を担っております。

相談件数としましては、令和5年12月末時点で、1万7,378件となっており、前年度と同程度で推移しております。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な機関として、専門性の高い相談支援や地域における相談支援の質の向上など、その求められる機能は、重要かつ多岐にわたっております。今後も、相談支援事業所や地域生活支援拠点などの関係機関と効果的な連携体制の構築、連携強化を図ることで、障がい者相談支援の中核機関としての事業を継続してまいります。

続いて、13ページ、点字資料は38ページをご覧ください。(8)社会福祉施設等整備費補助金でございます。この事業は、障がい者の入所・入院から地域生活移行に向け、居住の場であるグループホームや日中活動系サービスの受け皿の確保、障がい福祉施設の防災・減災対策などに要する経費の一部を補助するものです。

令和6年度につきましては、令和5年度当初予算からの繰越分として、障がい者支援施設及び障がい児入所施設の整備を進めるほか、令和5年度補正予算繰越分として、短期入所を併設する共同生活援助の整備に対し、補助を行います。

以上で、障がい福祉課分の説明を終わります。

(事務局：こころの健康センター 福島所長)

こころの健康センターの福島です。こころの健康センターからは、「精神障がい者地域移行・地域定着支援事業」についてご説明します。それでは14ページ、点字資料は40ページ中ほどをご覧ください。

障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携のもと、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指し、体制整備を推進しています。具体的な取り組みといたしましては、1つ目は「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」です。この「考える会」は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるための協議の場として、令和2年度に設置いたしました。当事者やそのご家族をメンバーとして、当事者の視点を基盤とした協議を行っております。

「考える会」では、取り組み方針といたしまして、まず「孤立しない、孤立させない地域づくり、人づくり」、もう1つが、「当事者、家族、支援者間のネットワークの強化」としております。全体年2回の開催のほか、3つのワーキンググループを随時開催して、この施策に取り組んでおります。

令和6年度においても、これまでの検討で出されております「住まいの確保・居住支援」「必要な人への情報発信」「居場所の必要性」という3つの課題について引き続き取り組んでまいります。まず年2回の全体会では、ワーキンググループの取り組み状況など、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の進捗状況について評価してまいります。各ワーキングのうち、人材育成班では、1人ひとりの困りごとに寄り添い支援することができる人材の育成を目指し、そのときどきのトピックをテーマとした大規模研修会を年1回、業務に役立つ内容をテーマとしたオンラインのミニ研修会を年3回開催いたします。

次に、ピア活動班ですが、当事者も家族も支援者も孤立しない・させない支援体制づく

りを目指して、支え合う仲間の輪や支援のつながりを広げるための当事者向けや家族向けの交流会を開催してまいります。

15 ページになりますが、企画・調査班では、地域で生活する精神障がい者と家族の具体的な課題やニーズを把握し、取り組みの検討を行ってまいります。令和4年度から実施している「当事者へのインタビュー調査」の集計分析を行うとともに、すでに調査を終了した「家族へのインタビュー調査」の結果も踏まえて、精神障がい者とそのご家族の課題の抽出と解決のための今後の方策を検討していきます。

また、令和6年度実施予定の、精神障がい者の地域生活に関する実態調査、質問紙調査になりますが、この調査の集計分析を行いまして、孤独や社会的な孤立、地域共生の実態に焦点をあて、課題を明らかにしていきます。

なお、これまでに行いました調査の報告書等は、市ホームページに掲載しておりますので、お時間のある時にお目通しください。

続きまして、点字資料は46ページをご覧ください。2つ目の「心のサポーター養成研修」です。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築には、精神医療や相談窓口の充実とともに、地域住民の皆様の理解や支えが必要であることから、令和4年度から「心のサポーター養成研修」を一般市民も対象に実施しています。令和6年度においても継続実施し、地域住民のメンタルヘルスへの理解を深め、互いが支えあえる地域づくりに取り組んでまいります。

今後も、精神障がいのある方が安心して生活できる地域づくりと、精神障がいのある方が活躍できる機会づくりに取り組んでいきます。こころの健康センターからは以上となります。

(事務局：特別支援教育課 五十嵐副参事)

続きまして、特別支援教育課です。令和6年度特別支援教育課の事業について説明いたします。特別支援教育課では、共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進に取り組めます。

資料16ページ、点字資料は47ページ上段をご覧ください。事業の1つ目、「個別の教育支援サポート事業」です。配慮を要する幼児児童生徒等への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備に向けて、個別の教育支援計画等の作成支援システムを全市立学校園に導入いたします。昨年度は、システムのモデル実施と効果検証を行いました。令和6年度は全市立学校園に本格導入いたします。また、特別支援教育フォーラムの開催などを通じて、広く市民への特別支援教育についての理解啓発に取り組めます。

続いて、17ページ、点字資料は49ページをご覧ください。事業の2つ目、「巡回指導通級指導教室整備事業」です。他校通級に伴う保護者送迎の負担軽減や、子どもが在籍校の慣れた環境で安心して指導を受けられるよう、通級指導教室について「巡回指導」、教員が子どもの在籍する学校を訪問し指導を行うことです、これを開始いたします。令和6年度には、巡回先の通級指導教室を小学校9校、中学校3校に設置いたします。また、今後も計画的に拡充し、通級による指導を受けたい場合に確実に受けることができるよう、取り組みを進めてまいります。

令和6年度も、これらの事業を通じて、特別な支援を必要とする児童生徒が自分らしく

学び成長できるよう、努めてまいります。特別支援教育課からは、以上です。

(障がい福祉課 小林課長)

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。はい、高橋委員。

(高橋委員)

にいがた・オーティズムの高橋と言います。よろしくお願いたします。共生のまちづくり条例関連事業のところ、学校にゲストティーチャーを招いて、小学校とか中学校に障がいの理解・啓発などを行っているというのは知っているんですけど、どちらかというと身体の方を招いてということが多いので、学校には特別支援学級があるので、できましたら学級に在籍しているようなお子さんの障がいを、その学校に通っている方が正しく理解をして、正しいサポーターになってくれることが、障がいのある子どもたちが地域で生活していくためにとても重要なことだと私は思っている、今後そのようなことができるかどうかというのと、できればそのようにしていただきたいと思っています。よろしくお願いたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。こころの健康センター、いかがでしょうか。

(高橋委員)

共生のまちづくり。

(有川会長)

すみません、障がい福祉課ですね。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

障がい福祉課管理係の祝です。ご意見ありがとうございます。ゲストティーチャーによる学校での福祉教育の勉強というものについては、年度の初め頃に、障がい福祉課から各小中学校に、「そういったものがありますので、ぜひ活用してください」ということをご案内しているところです。基本的には学校のほうで、どういった方を講師に招いてやるかというところは検討されて、こちらに申請がくるわけですが、来年度の募集をする際には、今高橋委員から頂いたようなご意見の視点も含めて、学校のほうで検討いただきたいということで、依頼させていただこうと思います。よろしくお願いたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。今の件、よろしいですか。ほかに、いかがでしょうか。

はい、渡邊委員。

(渡邊委員)

自立支援協議会から参加している渡辺でございますが、先回もご報告させていただきましたが、私も難聴児の親というところで、その視点から少しご意見させていただきたいと思います。

今、高橋委員からも、ゲストティーチャーで当該障がい児の特性に応じたゲストティーチャーが来たらいいなというところではございました。今回、報告いただきました、巡回通級指導教室整備事業、こちらのほうも発達障がいを対象に、巡回通級指導が令和6年度から始まるということで、とても心強いなと感じております。難聴通級に関して、私も娘が来年の春に小学校へ入学しますので、見学に行ってきたところですが、ハード面がとても素晴らしく、まず教室に入ると準備室があって、その先には防音壁を備えて聴力検査ができたりする。そんなハードがしっかり整っている学校でしたので、なかなか難聴通級の巡回指導は難しいのだろうなとは感じておりました。

ただ、先ほどの高橋委員のゲストティーチャーというお話のところ、ほかの保護者の方からの情報によると、自分の学校に難聴通級がないと、在籍校のほかの生徒さんが、補聴器や人工内耳をつけているお子さんの障がい特性がわからない。後ろから声をかけても無視されたなんていうことで、子ども間同士のトラブルが発生しているということを知っております。難聴通級の巡回通級指導教室の実現は、なかなか難しいかもしれませんが、ゲストティーチャーであったり、補聴器や人工内耳の特性について、ほかの児童にも伝えられるような機会があったらいいのかなというところを感じているところでございました。ご意見です。

(有川会長)

ありがとうございます。これは特別支援教育課ですか。

(事務局：特別支援教育課 五十嵐副参事)

ご指摘ありがとうございます。巡回通級指導教室につきましては、発達障がい通級指導教室が対象でございますが、委員がおっしゃったように、難聴通級指導教室は小中学校に5校を設置しております。なかなか巡回という部分では難しい部分がございますけれども、学校での障がいの理解・啓発、こういった部分は、校長にも教頭にも、校長会等を通じて伝えているところです。ぜひその障がいの特性の理解ですとか通級指導教室の効果・目的などを、学校、職員のほうから児童・生徒に伝えられるように、当課としても取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。渡邊委員、今の話はこれでよろしいですか。

(渡邊委員)

はい。

(有川会長)

よろしいですか。先ほどの高橋さんからのご提案と合わせて、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。それでは意見が出そろったようですので、この辺りで報告1を終了いたします。

(2) 第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画について

(有川会長)

それでは、続きまして報告の(2)、第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

それでは、続いて資料2をご覧ください。報告事項の(2) 第7期新潟市障がい福祉計画・第3期新潟市障がい児福祉計画についてご説明いたします。これまで、計画の策定にあたっては、本審議会やパブリックコメントで意見を頂きながら、検討を進めてきたところですが、このたび計画が完成いたしましたので、あらためまして本計画の概要についてご説明いたします。

それでは、資料のはじめに1ページ、点字資料は8ページ中ほどをご覧ください。「(2) 計画の位置づけ」ですが、本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものであり、障がい福祉サービスなどの基盤整備を計画的に進めていくための計画です。

(3) 計画の期間ですが、こちらは国の指針で定められており、令和6年度から令和8年度までの3年間となっております。

続きまして2ページ、点字資料は9ページ中ほどをご覧ください。「2 計画の基本理念及び基本的な考え方」ですが、「(1) 計画の基本理念」については、国の指針に沿った内容となっております。

続いて5ページ、点字資料のほうは21ページ上段から始まりますが、(2) から(4) に掲げる基本的な考え方については、「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「障がいのある子どもの支援」の3つの分野ごとに、それぞれ必要なサービス提供量の確保や、充実を図るための方向性などについて、考え方を記載しております。

続いて20ページ、点字資料は75ページ上段をご覧ください。「4 令和8年度の成果目標」、これにつきましては(1) から(8) まで、8つの項目について目標を設定いたしました。

なお、29ページ、点字資料は98ページ中ほどになりますが、項目の最後の「(8) 障がいや障がいのある人への理解促進」、この項目につきましては、国の基本指針にはない、本市独自の項目となります。平成28年4月に「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行したことを受け、第5期計画から設定したもので、今回の計画においても、引き続き目標を設定したところです。

続きまして、35ページ、点字資料は114ページ中ほどになります。「5 各年度の活動指標(サービス見込み量)とその確保のための方策」になりますが、サービス種別ごとに、令和6年度から令和8年度までのサービス見込み量を設定しております。

続いて61ページ、点字資料のほうは別冊になりますので、「資料2 資料編」の冊子、この1ページをご覧ください。はじめに、「1 計画策定関係資料」になります。「(1) 計画策定経過」では、本計画の策定に係るスケジュールですとか、会議名・実施事業、主な内容について記載・整理しております。

続きまして62ページ、点字資料は4ページをご覧ください。「(2) 新潟市障がい者施策

審議会条例」です。こちらは、本審議会について定められた条例について掲載をしているということでございます。

続く 63 ページ、点字資料は 7 ページ中ほどになりますが、「(3) 新潟市障がい者施策審議会委員名簿」になります。こちらは委員の皆様の名簿ということで、掲載をさせていただいております。

続いて 64 ページ、点字資料は 10 ページ中ほどをご覧ください。「2 用語集」です。こちらは、本計画に記載されている用語を抽出いたしまして、アイウエオ順に解説を記載しております。

続きまして 68 ページ、点字資料では 24 ページをご覧ください。「3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果」です。令和 5 年 8 月に行いました、障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果について記載しております。なお、この内容については、第 2 回審議会でご報告させていただいております。

続きまして 86 ページ、点字資料のほうは 76 ページをご覧ください。「4 障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果」になります。こちらと同じく令和 5 年 7 月から 9 月にかけて、障がいのある子どもとその保護者を対象に実施したアンケート、この概要及び結果ということになります。こちらにつきましても、第 2 回審議会でご報告させていただいております。

以上で、「第 7 期新潟市障がい福祉計画・第 3 期新潟市障がい児福祉計画について」の報告を終わります。

なお、参考資料 2 としてお配りさせていただきました「パブリックコメント後の意見」につきましては、前回、第 3 回審議会の開催直前に届いたものであり、今回の計画策定に関する意見としましては取り扱いませんが、障がい福祉に関する意見として、皆様に共有させていただきます。以上で説明を終わります。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。栗川委員。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。ご説明ありがとうございました。1 点だけ。最後にご紹介いただいた、パブリックコメント後の意見についてです。今ほど、今回の検討に間に合わなかったというようなことがあって、取り扱わなかったということですが、内容を読みますと、かなり重大な指摘がいっぱいありまして、この計画そのものが違法状態ではないかとかですね、そういう指摘があって、読んでみると「なるほどな」と思うところが多々あると、私は思ったわけですが、このコメントの内容について、今回は間に合わなかったのやむを得ないというところはあると思うんですけども、どう受け止められているのか。特に見込み量の算定やニーズの調査、そういう点では、この計画を今後つくっていく上では、やっぱり押さえておかないといけないことなのではないかというふうに私は思うんですが、市としての見解を、これに関して教えていただければと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。今の件についていかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

はい。頂いた意見のなかで、第7期と第3期の障がい福祉計画のNo.1からNo.5までありますけれども、特にNo.5、①から④まで意見は頂戴していますけれども、こちらについては3年前に、同様の内容をパブリックコメントとして意見を承っております。ここにつきましては、3年前はパブリックコメントに対する見解をお示しさせていただいている部分です。

また、ニーズの把握などにつきましても、かなり専門的な部分ですぐ良い悪いという判断が難しい部分もありますけれども、次回の計画策定時に反映させる部分があれば、こちらについては参考とさせていただいて、計画がより良いものになるように、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。栗川委員、今の件についていかがでしょうか。

(栗川委員)

はい、ありがとうございます。ちょっとわからないというところなんですけれども、僕自身も勉強不足の面もあって、障害者総合支援法が、何をどう、具体的なやり方まで含めて求めているのかというところがわからないので、何とも言えないところなんですけれども、要はここで指摘されていることが当たっているのであれば、かなり根本的に作り方も含めて再検討しなければいけないし、ここで言われている意見は外れていると、新潟市がやっているのは別に違法なことではないんだと言えるのであれば、このままでいけるしということになると思うので、この意見に対して、そのとおりだなと思ってらっしゃるのか、違うかと、市は正しいのであって、この意見の方が的外れなんだということなのか、その辺のとらえ方がどうなのかというところがわかればいいかなと思って質問させていただきました。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

はい。総じて言えば、今の新潟市のやり方について、違法な部分があるとまでは認識しておりません。

いずれにしても、今回頂いた意見が、国の基本指針をベースにしてまとめられている部分もございますので、この意見について、回答できるようなもの、あるいはちょっと的外れじゃないかという部分も含めて、整理をさせていただければと思っております。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。栗川委員、いかがでしょうか。

(栗川委員)

わかりました。その辺のまとめたものも、あとで、次年度以降になると思いますけれども教えていただけると、こういう貴重なご意見があると、今まで考えるときに気づかなかった面なんかも教えられる面もあるので、ただ意見そのものの妥当性もわからない面もあるので、市としての見解がまとまったらまた教えていただければと思います。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

はい、受承りました。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。どうしてもパブリックコメントの後になってしまっているので、さまざまな手続き上、反映できない部分というのがあるとは思いますが、とってパブリックコメントだけではないので、われわれが耳を傾けなければならない機会というのがですね。ですので、こうした意見を参考にしながら、また次年度等検討していければというふうに思います。

ほかに、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。はい、渡邊委員。

(渡邊委員)

はい、自立支援協議会の渡邊でございます。新潟市障害者地域自立支援協議会ですけれども、一昨日、第32回全体会を開催しております、その中から障がい福祉サービスについて共有したことがありましたので、ご報告させていただきたいと思います。この計画の中でも、令和8年度の成果目標というところで掲げられているところではございます。自立支援協議会で共有した中身としましては、地域の中で障がい福祉サービスの地域偏在や事業所の不足があるということを確認しております。その中でも、放課後等デイサービスや地域活動支援センター、移動支援といった資源が、地域によって偏りがあることであったり、事業所が不足してきていることが確認されております。

今後、令和6年度の自立支援協議会でも、どこで何の事業が足りないのか、またどの程度偏りがあるのか、現状を把握することから始めていくということで、一昨日の自立支援協議会で確認していることを報告させていただきたいと思います。

(有川会長)

ありがとうございます。この件につきまして何かございますか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

一昨日の自立支援協議会に私も出席しておりましたので、今、渡邊委員がおっしゃった

問題点につきましては、放課後等デイサービスなど、市のほうでも地域偏在の問題というのは認識しておりますので、事業所へのヒアリングですとか、課題の確認について進めてまいりたいと考えているところでございます。

(有川会長)

ありがとうございます。確認させていただきたいのですが、地域の偏在というのは具体的にどういった状況であるのか、答えられる範囲になるかもしれませんが。

(渡邊委員)

自立支援協議会では、区の委員さんがいますが、北区・東区の委員さんから、放課後等デイサービスが足りないということで、情報が上がってきております。また、地域活動支援センターも同じように北区ではゼロ、南区でもゼロというところがあります。移動支援はもうほぼ市内全体に足りないというところで、報告が上がっているようなところでございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。これも少し具体的に、また状況を把握しながらということですかね。今のところ。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

そうですね。繰り返しですけど、放課後等デイサービスにつきましては、それこそ市議会の中でも取り上げられていることもありまして、障がい福祉課としても事業所にヒアリングするなどしてまずは課題の確認に努めたいと考えております。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。この件についてはよろしいでしょうかね。ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか、よろしいでしょうかね。はい、それでは意見が出そろったようですので、この辺りで報告（2）を終了いたします。

4. その他

(有川会長)

次に、その他になりますが、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

はい。本日の審議会開催にあたりまして、新潟市の防災に関する取り組みについて現状を確認し、意見交換を行いたいと要望を頂きましたので、本日お配りしました資料に沿って、まずは事務局から市の防災に関する取り組みについて、説明させていただきたいと思っております。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

障がい福祉課管理係の祝です。本日配布しました「新潟市の防災に関する取り組みについて」の資料に基づいて、新潟市の防災の取り組みの概要について説明をさせていただきます。資料をご覧ください。点字資料でも1ページになります。初めに、新潟市の防災に関しては危機管理防災局というところが、基本的に防災に関する取り組みを行っておりまして、今回は防災課ですとか危機対策課で進めている事業のうち、特に障がいに関連する部分をピックアップして資料をつくらせていただきました。

初めに、「1 新潟市地域防災計画」です。市民の生命・身体・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とした、新潟市の防災に関する総合的な計画となります。こちらについては、附属機関である新潟市防災会議、これを毎年開催しておりまして、計画の見直し等の議論を行っているところです。この計画では、防災に関する基本方針などを定めるほか、計画の柱立てとして、災害予防、災害応急対策、災害復旧など、それぞれの場面に応じた計画を網羅した形の計画となっております、それぞれの柱で基本的な取り組みですとか措置を明記しております。

なお、第2部の災害予防計画というところの16節に、要配慮者安全確保計画というものが記載されておりまして、その中に障がいのある方も含めた要配慮者に関する内容が記載されております。詳細につきましては、新潟市のホームページに「新潟市地域防災計画」が載っておりますので、そちらでご覧いただければと思います。

続いて、「2 避難行動要支援者に対する対策」になります。点字資料は2ページの中ほどをご覧ください。はじめに、本市における避難行動要支援者の定義についてです。こちらは、生活の基盤が自宅の方で、①高齢者、これは75歳以上の方だけで構成される世帯になります。次に、介護の分野では、両介護3以上の方。障がいの分野では、身体障害者手帳1・2級、または療育手帳Aの所持者となっております。このほか、④として、自ら避難することが困難な方で、災害時に避難の支援を希望する方。以上の方を、新潟市では避難行動要支援者ということで定義付けしております。

続いて、避難行動要支援者名簿の作成になります。点字資料では3ページ上段をご覧ください、今ほど説明しました避難行動要支援者を名簿にしております。主なものとして2つありますが、1つは全体名簿として、避難行動要支援者全員が掲載された名簿になります。こちらは災害発生時に必要に応じまして、避難支援喚起者などにこれを迅速に提供し

て、避難支援に役立てるために設けております。もう1つが同意者名簿というものになりますが、こちらは名簿に掲載される対象者のうち、平常時から地域の支援者などに個人情報をも自分がその名簿に載っているということ、個人情報を開示していいということで、同意した方がこの同意者名簿に掲載されます。この同意者名簿に関しては、この名簿をきちんと管理しますということで報告をいただいております自治会ですとか自主防災組織、あるいは民生委員の方にこれを配布し、地域の避難支援等に役立てるような形をとっております。

続いて、個別避難計画の作成についてです。点字資料では4ページをご覧ください。今ほどご説明した同意者名簿に掲載された要支援者の方について、それぞれ個別に避難計画をつくることとしております。作成については、自治会、自主防災組織、民生委員の方と協力連携して作成することとしております。また、居住地におけるハザードの状況などから、個別避難計画作成の優先度が高いと判断される要支援者については、福祉専門職等と連携して作成を推進するということが決められております。これは国からもそういった方向性が進められておまして、特に障がいのある方ですとか、普段からその方の生活にかかわる福祉専門職の方も、この計画の作成と一緒にやってかかわるほうが、より良い個別避難計画の策定につながるということで、国もそういった方向性を示しております。今年度、防災課のほうで、福祉専門職を交えた避難確保計画の作成のモデル実施をやっていると聞いていますが、今後この避難確保計画の様式を見直している最中ということですので、またその見直しを含めた形で、計画をどんどん更新していくような形になるのかなと思います。なお、令和4年度末時点の個別避難計画の策定率は、市全体で7割弱、68.8%と、7割弱というような結果になっております。

最後、福祉避難所になります。点字資料では4ページ下段になります。前回の会議のときにも、最後に少しだけお話しさせていただきましたが、災害時に一般の避難所での避難生活が困難な場合に開設される、二次的な避難所ということになります。一般の避難所において、ご本人ですとか家族の方、あるいは職員からの申し出によって、保健師などが状況を確認の上、開設が必要な場合に各福祉避難所に開設要請を行うという流れになっております。今現在は、障がい、高齢、子どもの各分野で、民間の社会福祉施設などと協定を締結しております。現在は直接避難が可能となっております、東西の市立特別支援学校を加えて、市内で83カ所、約780人の受入体制を確保しているという状況になっております。事務局からの説明は、以上となります。

(有川会長)

ありがとうございました。ちょっと確認させていただいていいですかね。今ほど話がありました、避難行動要支援者名簿の作成と個別避難計画の作成が、それぞれの関係者との連携の下で作成されていくという説明だったんですが、これは誰が作成をするということなんでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

基本的には行政が作成しますが、対象者の方も多く、マンパワーが足りない部分もあるので、多くは自治会、自主防災組織、民生委員の皆さんに協力してやってもらっている

というのが現状というふうに聞いています。

(有川会長)

ありがとうございました。すみません、もう一点、話を進めていく上で確認です。先ほどの話の福祉避難所についてですが、東西の市立特別支援学校については、直接避難が可能だという表現だと思いますが、これはこの表現が入っているものと入っていないものの違いというのはどこにあるのでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

基本的には、この資料の冒頭に記載のとおり、基本的にはいったん一般の避難所に避難していただいて、その方の状況などに応じて開設するのが福祉避難所というものになっております。ただ、国のほうで、災害対策法が改正されまして、災害時に直接避難ができる福祉避難所というものを、今後進めていくようにという国の1つ大きな方針があるわけですが、新潟市はまだなかなかそこまで進んでいないという状況の中で、この市立の東西の特別支援学校については、学校側の協力もありまして、こちらについては在校生と卒業生及びその家族については、災害時にここに直接避難することができるということで、基本的に直接避難できる避難所というものが、誰を対象にしてということを広く市民の皆さんに公示することで、初めて直接避難できる指定福祉避難所と呼ばれるものになるんですけども、今現在、新潟市には東西の市立特別支援学校だけということになっております。ですので、こちらについては、通常の障がいのある方とかがここに直接避難することはできないということになります。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。栗川委員、お願いします。

(栗川委員)

はい。視覚障害者福祉協会の栗川です。今ご説明いただいたことに、いくつか質問や意見を言いたいことがあるのですが、ただこのあとに、私から提出させていただいた資料の説明があって、その辺の順番をどうしたらいいかなというところで、私から説明をさせていただいた上で、ただいまの説明に対しての質問・意見というふうにしていいものかどうかというところの確認をしたいのですが。

(有川会長)

はい。それでは、本日配布資料として、調査報告「避難行動要支援者支援制度」について、栗川委員から資料が提出されております。今ほど栗川委員から、これについての説明をいただいたあとに、まとめて全体の議論をしたほうががいいという提案を頂いているのですが、そのような進め方でよろしいでしょうか。はい、それではそのようにさせていただきます。それでは、栗川委員、説明をお願いします。

(栗川委員)

ありがとうございます。今ほど市から、防災の体制、制度上どうなっているかという説明をいただいて、その中で特に障がいを持っている人について、要支援者としてどういうふうになっているかということについて、名簿に載っている人に対して、実際に災害が起きたときにどのような対応がなされるのかという。そこに避難所も含め、深くかかわってくると思いますので、私からも説明をさせていただきたいと思います。元旦の能登半島地震のときは、もう少し大きかったら本当に死んだかもしれないと、恐怖も感じましたし、やはり平時から準備しておかないと、いざというときには絶対できませんので、普段できないことが特別な状況の中ではさらに困難になりますから、そういう点ではここで十分に議論し、不十分な点があったら改善できればと、そのための参考になればと思います。

お配りした資料は、今年の1月末から2月にかけて、NPO 法人障害者自立支援センターオアシスが、ここは視覚障がい者の関係の自立支援活動などをやっているNPOで西区に事務所がありますけれども、オアシスさんの利用者を含め、新潟市の73名の視覚障がい者の人に、面接、電話、メール等で、安否確認も含めて緊急の調査を行い、さらに新潟市以外の方々、県内あるいは県外の方も含めて、100名近くの視覚障がいの当事者の方に緊急調査を行った結果です。

なおかつ、安否確認や、ほかの項目もたくさんあったようなんですけれども、特に要支援者、要支援者制度にかかわる部分にターゲットを置いて、いくつかの項目で質問をしたもので、これはかなり貴重な当事者に対する調査で、量的な調査としても参考にしていたのではないかということです。

細かい数字がたくさんあるので、それは見ていただければと思いますが、要は1つは、名簿に障がい当事者の人が載っているかどうかという問題がありまして、先ほど係長さんのからのご説明で「ああ、そうなのか」と僕は思いましたが、基本的には名簿には、高齢者や障がい者の1・2級の人など、基本的には全員名簿には載っていて、その上で同意者というのが、開示を同意している人という、そういう分け方なんだというのが今ごろ僕はわかったという感じで、この調査なんかでも、自分が名簿に載っているかどうかということよりも、同意とかということに関しては、困ったときに助けてほしいか、その対象者としての名簿となっているかどうかというようなこととして、本人に意思を確認されて「私はいいです」とか、あるいは恥ずかしいとか、知られたくないとか、迷惑をかけたくないとかというようないろんな理由の中で、名簿に載せないでほしい、あるいは載せなくていいというふうに答えている人がかなり多いということですね。特に独居でやっている全盲の人でも、多くが名簿を断っている。だからこの場合は強制的にどうか、本人の意思確認なしに載っている名簿には載っているんでしょうけれども、地域の中での支援を町内会や民生委員や、いろんな方々にしてもらって、本当に大きな地震などが起こったときに、誰かがその人のところに安否確認に行ったりというようなところの名簿に、そもそも本人がいないと言った場合には載っていないということがかなりあるということが、この調査でわかっています。

それから、またちょっと深刻だなと思ったのは、名簿に載っている、同意した人のところに、今回の地震のあとに誰も来ないということですね。というのもかなりあって、もちろん地域においては、町内会や民生委員の方から声をかけていただいて、一緒に逃げたり

とかいろいろな例もあったのはもちろんですけども、そういう方は何とか逃げられて助かるということでしょうけれども、名簿に載らない場合にどうかという問題があると同時に、名簿に載っていても声すらかからないという状況がかなりあるということも、この調査で明らかになっておりまして、これはすごくいろいろな意味で深刻だなということです。

後半にはさまざまな分析といいますか、考察が載っているのですが、これはオアシスさんのほうの分析ですから、ひとつ参考にしてもらえればと思いますが、やはりこの要支援者の名簿のつくり方ですね。これをどういう形でやって、実際に起きたときに出勤できる支援が可能になる形での名簿として、あるいは名簿に載った場合の実際の支援が、具体的に誰がどうするのかということについて、もっとはつきりさせておかないと、先ほど伺ったお話からしても、やっぱり町内にお任せというか、そういう状態で、その町内の人が動けば動くけれども、動かなければ動かないというところで終わっていて、取り残される人がやはりいっぱい出てくるということなんだろうということでありまして、そういう点では名簿のつくり方、つくられた名簿の活用の仕方、それからもうちょっと根本的なところとしては、当事者の側に、周りに知られたくないとか迷惑をかけるとかというような懸念とか不安があって、それはやはり日常の中で、障がいのある人が地域の中で障がいを持って生きていくというときに、やはりさまざまな差別があったりして、隠さざるを得ないとか、自分が何か困っていることがあってお願いしたいと思っても、迷惑がられるということの経験の積み重ねの中で、迷惑をかけられない。これは避難所の問題にも直結するところになると思うんですけども、避難所に行っても迷惑だって言われて、いられなくなってということは、今回の能登でも、報道でも多々言われていますけれども、その結果、東日本大震災等では、やっぱり一般の死者よりも障がい者が倍ぐらい死んでいるという状況がデータとしても出ているわけですから、そういう点では障がい当事者の側で、障がいを知られたくないとか迷惑をかけたくないと思わざるを得ない状況というのがあるということで、ここはそういう点では、新潟市が「共に生きる社会」ということを一応標榜はしているけれども、現実として、災害時にそれが本当に機能しないと、取り残されたり追い出されたりということにもなってくるという、そういうことも示していると思いますので、この辺もひとつ参考にしながら、今後の防災や避難のことについて、より実効性の上がる、本当に1人も取り残さない形での防災へ向けた動きができたというふうに思います。これが資料の説明になります。

続けて、私から先ほど市からの説明に対しての質問と意見を言ってもいいでしょうか。いったん切りましょうか。

(有川会長)

いえ、続けていただいて結構です。

(栗川委員)

はい。それで、市にはいくつか、このオアシスさんの調査も踏まえてお聞きしたいんですけども、まず新潟市としては、持っている名簿は今のお話からすると、一応一般的な、本人に確認していない、同意者ではないところの一般的な名簿を持っているけれども、同意者名簿は市としては把握してないということでもいいのかというのが一点と、それから今

回の地震も含めて、名簿を使つての安否確認や、その後のそれぞれの名簿に挙がっている人たちがどういう状況にあるかとか、そういうようなことについての把握ということがなされる仕組みがそもそもあるのか、あるいはあったとすれば今回どうだったのかということをお聞きしたいです。

それから、個別避難計画が7割つくられているということなんですけど、この分母は何なのかということで、本当にそんなにつくられているのかなというところで、じゃあ僕に関しての個別避難計画は、僕自身は少なくとも認識してないんですけども、栗川に関しての個別避難計画が、もし本人が知らないところでつくられているということがあり得るのかということも含めて、個別避難計画が7割つくられているという、その7割の分母が何なのか、あるいはそれはどのような形で、先ほど少し説明がありましたけれども、つくられているのかということがあると思います。その個別避難計画は、やはり本当に個々によって状況が違いますし、その人がどう実際にやるのかということを具体的にわかっている人でつくっていかないと実効性が上がらないと思うんですが、その辺のつくられ方というのがどうなっているのかということについてお聞きしたいと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。3点の確認でよろしいでしょうかね。まず、同意者名簿についての把握を市ができているのか、しているのかという点と、実際につくられた名簿を基に、具体的にどういった活用がされているのか。安否確認等も含めてという点と、あとは実際の個別の避難計画、ここで具体的に68.8%策定されているという数字が上がっているんですけども、そもそもこの分母が何かという3点ということによろしいでしょうか。

(栗川委員)

はい。

(有川会長)

ありがとうございます。今の点についていかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

栗川委員、ご意見ありがとうございます。頂いた質問のうち、冒頭でも少しお話しした通り、基本的には防災に関する取り組みの主管が防災部局になるので、私のわかる範囲でのお答になってしまう部分もあるかと思いますが、そこはご了承いただければと思います。

はじめに、同意者名簿の関係ですけれども、名簿に関しては、基本的に市で全体名簿も同意者名簿もつくっておりますので、市でも同意者名簿に誰が載っているかというのは当然把握しています。市が各自治会ですとか民生委員さんに、それぞれ区ごとに区の健康福祉課を通じて、対象の自治会の場合は区の地域課になりますし、民生委員さんですとか区の健康福祉課から名簿を配布しております。名簿自体は、年間2回更新作業を行っております、当然、例えば転入・転出ですとか死亡ですとか、あるいは新たに要件に加わった人

が名簿に載ることになりますので、更新のタイミングごとに同意者名簿を地域の支援者の方に配布しているというのがまず1つあります。

次に状況の把握ですけれども、これは恐らくというところではか言えないんですが、基本的には避難行動要支援者名簿の制度自体が、いわゆる共助というところに成り立っていて、名簿に登載する際にも、基本的には必ず助けが行くものではないという制度ですというのが、制度のパンフレットにも載っています。地域の支援者の方も、当然災害が起きたときには、まずは自分の身を守るというところが第一になりますし、その中で名簿に載っている方に、支援が可能な範囲でやっていただくというところになりますので、災害の程度によって、その名簿を活用してきちんとその対象者に声がけですとか働き掛けをしているかどうかというところは、絶対にしているかと言われれば多分そうではないのかなとも思います。

また、自治会ですとか民生委員さんにも、市から必ずこうしてくださいというところまでは、現状では確かに言っていない部分がありますので、今ほどお話したとおり、可能な範囲でというところでのお話ししかしていないので、恐らく自治会ですとか民生委員さんによってかなり温度差というか、ばらつきはあるんだろうなというふうには思います。例えば自治会長さんが熱心な方で、地域できちんとそれを共有してやっているというところもあれば、毎年自治会長さんが替わるようなところとか、輪番制で回っているようなところだと、なかなかそういったところがうまくいっていないというようなことも聞いたりすることはあります。

あと、この名簿の年2回の更新を、障がい福祉課が担当しておりますけれども、その中で特に地域の自治会長さんから頂くご意見として、もう助ける側もかなり高齢になってきていたり、地域も高齢化が進んでいたり、自治会にも若い世代がなかなか入ってきていないというようなところで、自治会活動の中ではなかなか支援していくことが厳しい現状があるというようなご意見も頂いたことはあります。それは防災部局のほうにもきちんと伝えた中で、今後またどうしていくかというところはあるかと思いますが、現状そういった状況があります。

最後に、個別避難計画のところですけれども、栗川委員がおっしゃられた分母については、基本的に同意者名簿に載っている方、いわゆる地域の支援者の方に、自分は災害時に困っているんですよということをお伝えしている方になりますので、その方々が分母になります。そのうち約7割ぐらいが、個別避難計画を策定されているという状況ですけれども、個別避難計画の策定自体は、障がい福祉課でもあまり直接かかわっていないので、詳細はわからないんですが、毎年防災課から各区に計画の策定率のようなものを確認していて、その結果を今回お示しさせてもらったという状況なので、実際7割の、またその計画の中身とかレベル感とかというところは、私も把握できていないのが現状です。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいまのお話で、栗川委員から何かございますか。

(栗川委員)

ありがとうございます。ちょっと今驚いたんですけれども、ほかの施策もそうなんで

すけれども、防災という施策があって、でもそのときに、市民の中に障がいのある人がいるということの中で、その人のことをちゃんと考えて、さまざまな施策が行われていくということが本当に必要だと思っていて、そういう点では、この防災計画を策定する段階の会議があるみたいですが、そこにどのくらいそういう当事者の意見とかが反映されているのかとか、それから今祝さんがおっしゃったように、個別の避難計画の中身そのものについても、本当に障がいのことをわかっている人がからみながら、ちゃんと助かるものになっているのかということ、誰がどうそこで検討していったり、より良いものに改善していったりするのかなとか、そういう点では誰がどうからめばいいのか、市役所の中だったら障がい福祉課に頑張ってもらおうということにはなるとは思うんですが、さまざまなそういうところの中で、障がいのある人が市民の中にいて、それでその人に対してどういうことをなされたらいいのか、あるいはそこに対して当事者を含めてどうからんでいくのかというのはすごい大きい問題だし、今伺った感じだと、やっぱり取り残される人がかなり出てしまうよなというのが恐ろしくもあり、でもそれが今の現状なんだなということがわかったという感じで僕はいます。

(有川会長)

ありがとうございました。直接的に防災課の話になってしまうというところで、1つはこの中で今議論されているんですが、この声が防災課に届くのだろうかというお話だと思うんですね。そういう点においては、防災課の中の話は外から見てもよくわからないんですが、実際に今栗川委員からお話があったような、障がいのある方たちの避難という問題を、議論はされているというふうに認識はしてよろしいでしょうか。ただその中身として、当事者たちの声がどのくらい反映されているか、その辺のことについて、もしわかるようであればお話いただくと、今の回答になるのかなと思うんですが、その辺もよくわからないということでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 祝管理係長)

栗川委員がおっしゃった、恐らくこの地域防災計画の策定をする中での会議というところには、恐らく委員として当事者の方は入っていないのではないかと思います。メンバー構成で私も見た中では、各区の自治協議会の委員さんなどは入っていますが、その辺りが、地域の実情を知る防災の方ですとか、福祉関係の方が委員に選出されているんじゃないかと思いますけれども、確かに栗川委員がおっしゃるように、その辺りも含めて、防災部局には今日の議論について伝えていきたいと思っております。

それから、栗川委員からお話があった、障がいの状況などに応じて避難計画が策定されるのかということについては、先ほど今日の配布資料で配っていただいたオアシスさんの、今後の制度をより良くするための考察の中でもちょっと触れられていますが、6ページの上の「より良くするための考察」の2ポチ目に、「制度の登録時には福祉制度の支援担当者と民生委員等、個々の避難計画にかかわるような仕組みにすることが必要ではないか」というようなご意見が出ております。これは先ほどお話ししたとおり、国も確かにそういったことを推進しておりまして、今年度からそういったものをモデル実施で、防災課でも計画相談員ですとかケアマネを入れた中で、一緒に計画を策定していこうということをや

っているというふうには聞いておりますので、またこれが推進されていくと、より実効性のある個別避難計画になっていくのかなというふうには考えております。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ここまでのご説明、ご意見等にかかわる、何か皆さんご質問等ございますでしょうか。はい、治委員。

(治委員)

北区にあります、とよさか福祉会クローバーというところの治と申します。障がいの方のこの会議ではあるのですが、ちょうど防災のことが、たまたま元旦に地震があって、栗川委員から質疑の提案があり、こういう話になっているんですけど、実は業務とはちょっと離れていますが、私も長年海岸端の町に住んでいますが、防災の会議というのが町内にありまして、さらに防災の班というのが町内にあります。いくつあったか今思い出せませんが、その班長をやっています。初めて町内会で防災の訓練をしたときは、200人近くだったかな、参加者がいて、当然障がいの方もいますし、子どもから大人までいましたが、年々その参加者が減ってきているのが実情です。

ただ、ここ20年ぐらいの間にも新潟県内は地震が結構ありまして、この間もそうですし、それから中越地震、沖地震、柏崎もありましたよね。そのときに結局どうしているかということをお話なのですが、やはり行政に対して何かをしてくれというよりも、町内で我がごととして、隣同士で声を掛け合ったりすることなどを平時からやっているかどうか。そういうことでコミュニティがなければ、誰も助からないわけですよ。行政も人数は限られていますし、やはりそこに住んでいる人たちがどこまで我がごととして考えているかということ、そうしたことを啓発していくことが実は行政の仕事だと思うのです。

例えばちょっと話は飛びますが、阪神淡路大震災のときに、これは正確じゃないかもしれませんが、私がたまたま人から聞いた話ですが、淡路島のどこの町かわかりませんが、ものすごく早く避難できたところがあると聞いています。例えばですね、あるおじいちゃんが、この家のどの辺りで寝ているかまでわかるというような町だったらいいですね。そんなことは現実に新潟市という町で難しいかもしれませんが、そういったことも参考にして、例えば両隣同士で声をかけ合っているとどこだけあるか、先ほど言いましたが、そのことによって、名簿だけ頼りにしても結局人の顔が見えていなければ、やっぱり助けるのも助けられないんですね。今回の地震のときに、ここにいる私たちが、どれだけほかの人に目を配って声をかけていた、そういう実態はどうだったのかということをお話して、そういうこともやはり防災課ですか、そういうところに声として上げていくことがとても大事なのかなというふうに思います。

(有川会長)

ありがとうございます。多分、どこがどう答えていくという話ではないので、できるだけいろいろな意見を出して行って、今後ですよ、いろいろなことがどう活かされていくかということ、具体的にまた話をする場というところが新たに必要になってくるかもしれませんが、せっかくですので今いろいろな意見を出していただけるといいのかなと思います。

ますが、皆さんほかにいかがでしょうか。はい、石井委員。

(石井委員)

パーキンソン病友の会です。私も来るときはさっそうと歩いてきましたけれども、今はもう動けなくなっています。例えばこのパーキンソン病に関しては、私は会の代表としての立場で来てますけれども、特殊な病気というのは失礼ですけれども、私の場合は、副作用がウェアリングオフ現象と言いまして、普通に動ける状態と薬が切れるとまったく動かなくなるということで、車いす使うんですけれども、そのあとも全面介助なんですけれども、こういう状態があります。パーキンソン病に関しては、1人ひとり症状が違います。1人ひとり薬の種類がたくさんある分、1人ひとり飲んでる薬がまた違います。例えば実際に救急車で運ばれて、自分の主治医が行っている病院に運ばればいいんですけども、主治医がいない病院に運ばれときに、「ああ、この人はパーキンソン病か。じゃあ、あの薬を出しておけ」ってことで、パーキンソン病だからといって薬を出されても、その患者に合った薬を飲まない限り、動かないんですね。かえって症状が悪くなるんです。そこまで病院が知っているかどうかというと、知っていないところもあります。そういうことはやっぱり行政の皆さん、知っておいてもらいたいと思います。パーキンソン病の患者は、必ずポケットに自分が飲んでる薬とか、自分の主治医がいる病院はどこだとか、メモっておくんだよ。救急車に乗ったら、これこれこういうのを言いなさいよと。そういうような特殊な病気です。

実際に今回元旦に夕方、ああいう大きな地震があつて、今非常に友の会のメンバーも、防災に対する意識が高まっています。だから今このときに、どう言ったらいいのかな、もう一回各行政でアンケート調査というんでしょうかね。あのとき皆さんどう思いましたかとか、非常にいい意見が出てくるのではないかと。

私も三条市ですけれども、この名簿には登録されておりません。でも今回の地震で、実際にあの時刻に私はオフでした。女房は買い物に出ていませんでした。1人でした。動かない。あのときに大きな地震があつて動けない。逃げろと言っても逃げられないわけです。私の場合は動けるときは動けるのに、動けないときはまったく動かない。そういう症状。そこまで把握してもらって、今三条市のほうには、名簿に載せてくれということで申請しています。それもこっちから言わないと載せてくれませんから。

そういうのが、この規定でいうと、障がい手帳も3級だから該当しないし、高齢者でもないし、要介護3以上でもないということで、4番目、自ら避難することが困難な者、こういうときもあるので、4番に該当するかなと。そういう1人ひとりにあつたところまで把握した段階で、本当にきめ細やかな名簿を、ふるいに落ちないように見つけてもらわなければ駄目なのかなと思っています。

あと先ほどあつたように、行政から助けてもらおうという考え方だと駄目だと思います。最大限行政からの力をお借りしますけれども、やっぱり地域の普段からの、どう言ったらいいのかな、誰がどこに寝てるかとか、何々がどこにいる。例えば私の場合は、隣の人は俺がパーキンソン病だと知っています。隣近所は知っています。今消雪パイプの組合長もやってますけど、「動かなくなったらいつでも声かけてくれやね」と、「やるっけね」と、そういうことも言ってもらえています。私もできるときはやりますけれども、できなくな

るとほかの人にみんな任せます。別にパーキンソン病を隠すことはないんですよ。だけど動かなくなるとろれつも回らなくなってきた、車椅子で散歩してますけど、恥ずかしがることはないんだ、堂々としましょうよと、そんな感じで隣近所の人もみんな語りかけながらやっています。

そういうふうな公助、共助、自助でしょうかね。その辺のところのかみ合わせ。いずれにしても、パーキンソン病に関しては進行性の病気で、今のところ治すことはできませんけれども、確実に患者さんは1年1年、少しずつ進行が進んでいます。その辺のところ、名簿上も「パーキンソン病患者」というふうなひとくくりにしなくて、その人に合った、今どういう状況なのかなというのを把握してもらえそうな視点も持って。友の会の代表という立場で、意見を述べさせてもらいました。

いずれにしても本当に防災意識が高まっていて、本当に今回の地震で恐怖におののいている方もたくさんいます。またあんなのが起きたらどうなるんだろうね。今、こういう防災意識に関する取り組みをやるのにいいときじゃないかなと思っています。そんなことをちょっと語らせてもらいました。ありがとうございました。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。治委員、石井委員ともに共助の問題とかですね、その辺りについての意見等も出てきました。共に生きるまちづくり条例というものがあって、われわれは障がいがあってもなくてもと言っているところが、新潟市はあるわけなので、やはりこの点についても同じ考え方が適用できるので、その点において、こうしたことを発信していかないと、やはり伝わらないというところを私はすごく今感じております。ここでの話が外にしっかりと届くといいなというのをすごく感じております。

ほかに皆さんいかがでしょうか、はい高橋委員。

(高橋委員)

にいがた・オーティズムの高橋です。ちょっと気になったことがあるので教えていただきたいのですが、支援者に対するところで、名簿に載せるために「自ら避難することが困難な」というふうに書いてありますが、この取り組みというのを、新潟市民の人がどれくらい知っているかというのがまず私はわからないというのと、ホームページにいろいろとありますよと言われていても、新潟市民の人全員がホームページを見ているわけではないと思うので、こういうのがまずあるんだというのを周知していただきたいということと、なかなか自分で「助けて」というふうに言えない人のほうがはるかに多いと思うので、どういった人が具体的に声を上げていったらいいのかなというところまで掘り下げて、「助けてください」というのを名簿に載せてもらえるような手続きみたいなのを、市のほうで考えていただけないかなというふうに思いました。

あと、もう一個気になっているのは、引きこもっている方が新潟市はたくさんいると思うので、その方たちが、例えば地震があったときに、自分の部屋から絶対出てこないと思うんですよ。引きこもっていると、親御さんも、近所の方にも親戚にもなかなか言えない状態が続いているはずなので、そういう方に対しても、何かこういう防災のときに関連付けてでもいいけど、何かこう手助けできるようなものが、地震のときでも何でもいいん

ですけど、あるといいなというふうに思いました。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。今の件はどうしますか。何か。

(高橋委員)

周知をしていただきたい。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。先ほどの調査いただいた内容を見ても、もちろんご存じの方もいますけれども、ご存じない方もいますので、この辺りどうしていくかということですかね。発信の話になっているかと思います。

ほか、いかがでしょうか。はい、菊地委員。

(菊地委員)

福祉事業所の入所施設の区分から選出されています、太陽の村の菊地と申します。私は、福祉避難所の視点で、課題をお話ししたいと思います。当施設も、福祉避難所として協定を結んでいる記憶があります。もう 10 年以上前と記憶しています。能登半島地震の影響を、石川県の入所施設の施設長とお話をさせていただきました。その体験をもとに、実際、新潟市で地震が起きたときに、当施設の体育館で避難されてきた方を受け入れられるものがそろっているのかと、大変、疑問に思っております。構造上の課題や、備品の確保であったり、そもそも水道の蛇口の数であったり、トイレの数であったり、パーソナルスペースの確保であったり課題が多く感じています。つまり、避難所としての実態には合わない中で協定を結んでいると思います。新潟市内の 83 か所の協定を結んだ福祉避難所が、本当に避難所としての役割を担えるものなのか。検証が必要かなと思って聞いていました。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。そうですね。いろいろな、この辺も含めて情報が限られている。先ほどホームページの話もそうですけれども、なかなか情報を取りに行かないと、当然入ってこないで、その辺りのところでいうと、障がいのある方たちの避難の実情というところも、取りに行かれている方はもちろん、この辺の情報も入ってくるんですが、一般的にはそこに関心のある方がどれだけいるかということだと思います。そういう点においては、この辺のところを周知していく、情報発信していくというところは、かなり重要なポイントになってくるかなというふうには思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご意見等頂いて、これをまたどういう形でまとめていくかということは、ちょっとこの場ではなかなか整理しきれないところがありますけれども、いくつかわかったことは、先ほどからの繰り返しになりますけれども、やはりわれわれ側からの発信というものをどのように具体的にしていくかということと、それに伴う「機能的な」という言い方がいいかどうかわからないんですけども、機能的

な避難のあり方ということですね。例えば名簿を作成することが重要なんじゃなくて、作成した名簿をどう活かしていくかというところを、今後どう進めていくかということが、かなり必要なことなのかなと思います。

先ほど皆さんから話があったように、今防災の意識が高いときに、こういうものをやらないと、またしばらく経って、どうしても忘れてしまうんですね。人間って。ですので、今は本当にこういうものを、皆さんの意識が非常に高いし、市民の方も意識が高い状況ですので、その中で自分たちの住んでいるところにさまざまなニーズを抱えている方たちがいるんだということを想像していただくという機会を、ぜひ積極的につくっていくことが必要なのかなということを強く感じました。いろいろと議論はつきないところはありますけれども、継続的にこうしたことがもし可能であれば、続けていく必要性を今感じております。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。事務局から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、令和5年度第4回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますが、委員の方々がそれぞれのお立場でお気付きのこと、今ほどの話も含めてですけれども、あるいは日常の中でお考えのことがありましたら、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございます。こちらのほうに現状を踏まえた意見、あるいは提案についてお書きいただいて、提出いただけたらと思います。皆様お忙しいところ、長時間にわたり会議にご出席いただきまして、ありがとうございました。マイクのほう、では事務局にお返しいたします。

5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間にわたり議事進行いただき、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましても、活発なご意見いただきありがとうございました。

事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和5年度第4回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。